判決を大きく報じる6月11日の新聞各紙
左上「下野新聞」　右上「読売新聞」
左下「毎日新聞」　右下「朝日新聞」

宇都宮地裁
「雇い止め不当」女性勝訴
宇都宮市支援の法人 無期雇用へ転換前

宇都宮市から財政的、人的支援を受ける公益財団法人「グリーントラストうつのみや」に有期契約職員として勤務していた60代女性が雇い止めされたのは違法だとして、同法人に雇用関係の確認などを求めた訴訟の判決が10日、宇都宮地裁であった。伊良原恵吾裁判長は「人員整理を目的とした雇い止めには、客観的な合理性も社会的な相当性も認められない」とし、女性に雇用上の権利を認め、同法人に未払い賃金の支払いを命じた。

女性の雇い止めは2018年3月で、更新すれば無期契約に切り替えることができるルールが適用される直前だった。争点は、女性がこのルールの対象か、法人の雇い止めに合理的な理由があったかどうかだった。

伊良原裁判長は、女性が過去5回契約を更新したことや、当初予定していた最大3年間の雇用期間を超えていたことなどを挙げ、「雇用継続に対する期待を保護する必要性は高い」と判断した。

一方、法人側は市の助成額に左右される財政上の不安定さなどを理由に、雇い止めの妥当性を主張。判決は「（女性の無期転換をしないよう求める）市の指導を受け入れ、人員整理的な雇い止めを実行した。手続きの妥当性を検討した形跡は認められない」と退けた。

判決後、原告の女性は報道陣に「主張が全面的に認められよかった。仕事に復帰させてほしい」と話した。

同法人は下野新聞社の取材に対し、「主張が認められず残念。判決を読んだ上で対応を検討したい」とした。判決で雇い止めを指示したと指摘されたことについて、市の外郭団体を担当する市経営管理課は「雇用に関する直接的な指導はしていない」と否定した。

メモ
無期転換ルール　2013年4月の改正労働契約法で新設された有期契約労働者保護のルール。適用は18年4月から。同じ勤務先で5年を超えて勤めれば、無期契約に転換できる。使用者は断ることができない。5年直前の雇い止めが「無期転換を意識していた」として、問題とされた判決もある。

川崎富作 95歳「川崎病」

乳幼児を襲う謎の病気「川崎病」を発見した小児科医の川崎富作（かわさき・とみさく）さんが5日午後、老衰のため東京都内の病院で死去した。95歳。東京都出身。自宅は非公表。

雇い止め「無効」判決
地裁 賃金支払い 公益法人に命令

公益財団法人・グリーントラストうつのみや（宇都宮市）に雇い止めされた元非常勤嘱託職員の女性（49）が、雇い止めは無効だと訴えた訴訟の判決が10日、宇都宮地裁であった。伊良原恵吾裁判長は、女性の主張を認め、法人に未払い賃金の支払いを命じた。

同法人は緑化活動や環境保全活動に取り組む団体。宇都宮市役所に事務局を置き、市の補助金と寄付金で活動している。

判決によると、女性は2012年11月、法人と労働契約を結び、その後、1年契約の更新を5回繰り返した。18年1月、次の更新を申し込んだ際、法人は「今年4月に5年ルール（有期労働契約が通算5年を超えた場合、労働者が無期労働契約を申し込めば成立する）が施行される（その前に）市の人事課から人員整理するよう指導があった」と、雇い止めを通知した。これに同意できなかった女性は同年8月、無期労働契約への転換を申し込んだ。

伊良原裁判長は、使用者が更新を拒絶すること自体は「不合理ではない」としたが、「本件は、同法人が宇都宮市（人事課）からの指導を唯々諾々と受け入れ、雇い止めを回避する努力の形跡がなく、客観的な合理性はもとより社会的な相当性も認められない」と指摘。女性が申し込んだ無期労働契約が成立するとした。

女性は判決後、「泣き寝入りしないでよかった。目標は復職。法人は判決を受け入れてほしい」と語った。

同法人は「主張が認められず残念。判決文を精査して対応を考える」とコメントした。

ナシ 低温被害13億8400万円
県が資金支援など検討へ

県内のナシが4月の低温で被害を受け、被害額が13億8400万円に上ることが、10日の県議会農林環境委員会で報告された。低温のため授粉がうまくいかず、実の付きが悪いという。リンゴや洋ナシにも被害が出ており、計13億9000万円の被害額は1968年以降の低温被害（凍霜害を含む）で3番目に大きな被害となった。

県農政課によると、ナシの被害を市町別にみると、宇都宮市が5億6400万円と最多。芳賀町が2億5800万円、那須烏山市が2億300万円と続き、計16市町で被害が出

「雇い止め不当」認める
女性勝訴 無期雇用転換直前
地裁判決

宇都宮市の公益財団法人「グリーントラストうつのみや」の有期雇用嘱託職員だった女性が、無期雇用への転換申請が可能になる直前に雇い止めをされたのは不当とし、地位の確認を求め提訴した訴訟の判決で、宇都宮地裁（伊良原恵吾裁判長）は10日、「女性に対する雇い止めに合理性は認められない」として、原告の訴えを認めた。

裁判で女性側は、2018年1月に法人側から、非正規労働者が有期契約を5年超更新すれば無期契約に転換できる「5年ルール」について、女性が同年4月から対象になると言及され、「今回契約更新はできない」などと雇い止めを告げられたと主張していた。

判決では、女性は法人の基幹業務に携わっていたと認定。法人について「女性の雇い止めを決めた経緯や手続きの妥当性がまったく検討されていなかった」とした上で、「人員整理を目的とした雇い止めで、合理性と社会的相当性は認められない」との判断を示した。

雇い止め 賃金支払い命令
地裁、宇都宮市出資法人に

宇都宮市が出資する公益財団法人「グリーントラストうつのみや」から不当な雇い止めを受けたとして、宇都宮市の女性（49）が職員としての地位確認などを求めた裁判の判決が10日、宇都宮地裁であった。伊良原恵吾裁判長は女性の地位を認め、法人側に雇い止め後の賃金の支払いを命じた。

判決によると、女性は2012年11月から嘱託職員として勤務。翌年4月からは1年間の雇用契約を5回にわたって更新したが、18年1月、3月末で契約を更新せず雇い止めをすることを法人から通知された。

13年に施行された改正労働契約法では、有期雇用職員でも通算5年を超えれば無期雇用になれる「5年ルール」が定められ、女性はその権利を得る直前だった。

伊良原裁判長は判決で、「女性は基幹業務に携わり、契約更新手続きは形式的なものになっていた。女性には更新を期待する合理的理由があった」と指摘。「法人は市からの人員整理の指導を唯々諾々と受け入れた。雇い止めを回避する努力をした形跡はない」とし、雇い止めには合理的な理由がなかったと認めた。

法人は「判決を読み、今後の対応を検討したい」とするコメントを出した。（平賀拓史）

気温 6月10日

	宇都宮	奥日光	佐野
最高	33.1	25.0	35.0
	8.1	7.8	9.4
最低	20.4	12.6	20.0
	4.3	3.6	4.2

	大田原	小山
最高	32.6	33.3
	8.5	7.9
最低	18.8	20.0
	4.2	4.0

（下は平年比、高▲低）

■6人熱中症 今季最多

県は10日、県内で今季最多の6人（午後4時現在）が熱中症で病院に運ばれたと発表した。今年一番の暑さとなった地域が続出。佐野市では35・0度を記録し、前日より0・1度低いものの、2日連続の猛暑日となった。

●作新学院高で靴盗難か　10日午前8時半ごろ、宇都宮市一の沢1丁目の作新学院高で、昇降口のガラスが割れていることに職員が気付き、宇都宮中央署に通報した。署は、げた箱から生徒の運動靴やスリッパ計7足がなくなっているとして、窃盗事件とみて調べる方針。5月8日から市内の学校で同様の被害が4件相次いでいるといい、関連を調べている。